

有料広告掲載に関する基本方針

< 定義 >

- 1 この方針において「ホームページ等」とは、有料広告掲載の対象となるもの全般を意味し、具体的には広域連合公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）のほか、作成、所有、設置する有体物（以下「印刷物等」という。）を含むものとする。
- 2 次の項目に該当する印刷物等については、有料広告掲載の対象外とする。
 - ア 広域連合の政策に関する基本方針、基本的な計画
 - イ 申請書、申告書に類するもの
 - ウ 通知書、納付書に類するもの
 - エ 主に職員を対象にした事務マニュアルや内部資料にあたるもの
 - オ 特定の限られた方を対象とした印刷物等であり、広告掲載を行うことで受け手にとって広告主が発行したものと誤解を生じる恐れがあるもの、または広告掲載の効果が見込めないもの

< 有料広告の掲載 >

- 1 目的
ホームページをはじめ、被保険者等へ配布する印刷物等は極力、有料広告の掲載を行い財源の確保に努める。
- 2 有料広告掲載の対象となる印刷物等の選定基準
有料広告掲載の目的による選定基準は、つぎのとおりとする。
 - (1) 都内全域を対象として配布されるもの
 - (2) 1回の発行部数が10,000部以上のもの
 - (3) 有料広告掲載による経費の増額分以上の広告収入料を見込めるもの
- 3 有料広告掲載の対象となる印刷物等の選定
総務部長により決定する。
- 4 有料広告掲載者及び広告掲載料
 - (1) ホームページ
別に定めるホームページへのバナー広告掲載要領による。
 - (2) 印刷物等
印刷物等の種類、規格、発行部数、広域連合を組織する区市町村、民間との料金比較その他の条件を総合的に勘案して、所管部長が決定とする。

5 広告内容

自治体が作成するホームページ、印刷物等であることを考慮して、被保険者に関連した広告を前提として、以下の内容に該当しないものとする。

- (1) 印刷物等の目的・公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び求人広告に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 広域連合が行おうとする施策・計画を阻害するおそれがあるもの
- (6) 差別、偏見、不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (7) その他、広域連合が発行する印刷物等の有料広告掲載として広域連合長が適当でないと認めるもの

6 有料広告掲載者の資格

- (1) 原則として資格要件を限定はしないが、「7 有料広告掲載者の順位」で優先順位を設けて都内事業者の優先を図るものとする。
- (2) 印刷物等の内容、目的によっては、広告主を限定する必要がある場合、または限定した方が効果的に実施できる場合には、資格要件を設けるものとする。
- (3) 広告主が集まらなくなるような資格要件の設定は行わない。

7 有料広告掲載者の順位

- (1) 原則として、複数の団体から申し込みがあった場合においては、以下の通り公共性を基準にして優先順位を定める。
 - 1位 事業所等を有する公益法人、私企業のうち公共性の高い業種のもの（電気、ガス、交通等）
 - 2位 事業所等を有する私企業、自営業及び団体等のうち、広域連合の契約事務規則に基づく、有資格者名簿に登録されているもの
 - 3位 都内に事業所等を有する私企業、自営業及び団体等
 - 4位 上記以外の公益法人、私企業、自営業及び団体
- (2) (1) に係らず、必要な場合には、印刷物等の内容、目的に即した優先順位を別途設けることができる。

8 有料広告掲載の募集方法、内容の審査、決定

印刷物等を発行する所管部において、以下の点を考慮しながら決定する。

(1) 募集方法

機会の公平を期すため、原則として、ホームページで公募とする。ただし、印刷物等によっては、有料広告掲載者が集まらないことも考えられるので、特定の事業者や団体等に対して個別に掲載依頼することもできる。また、採算性を考慮した上で、業者委託することも可能とする。

(2) 内容の審査

ア 「5 広告内容」に定めた規定に基づき、ふさわしい広告内容かどうかについて審査を行う。

イ 審査の結果、広告掲載にふさわしくない内容と認められる場合、または不適切な表現がある場合には、広告主に対し修正を求める。修正に応じない場合は、広告掲載は行わないものとする。

ウ 特に広告を審査する会議体は設けない。

(3) 決定

「5 広告内容」、「7 広告掲載者の順位」の規定に基づき、有料広告掲載者を決定する。ただし、最終的に同一順位の候補者が2以上ある場合は、抽選を原則とする。

9 有料広告掲載の位置、規格、掲載手続き

印刷物等を発行する所管部において、印刷物等の性質、特徴を考慮したうえで定める。

10 苦情等への対応

有料広告掲載を行うことにより、被保険者等から広告主や広告内容に関する苦情が寄せられる可能性がある。そこで、印刷物等へは必ず以下のような対応を施し、責任の所在を明確にする。

(1) 広告主に対して

広域連合は広告内容に関して一切の責任を負わないこと、苦情等については広告主が責任を持って誠実な対応をとること、などを募集要項に明記して周知の徹底を図る。また、覚書を交わすこととする。

(2) 被保険者等に対して

印刷物等へは必ず、広域連合は広告内容に関して、一切の責任を負わないこと、広告内容に関する問合せは、広告主にすること、広告掲載期間中に名称、住所、問合せ先等、法人情報に変更が生じる場合があることなどの注記を付すものとする。

11 有料広告の取消し

有料広告の掲載を決定する所管部において、次の場合、適宜、掲載を取消すことができるものとする。

(1) 指定する期日までに有料広告掲載料を納付しなかったとき

(2) 指定する期日までに有料広告原稿データの提出がないとき

(3) 広告の内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき

(4) その他、広告掲載が適切でないと判断したとき

12 その他

その他、この基本方針に関し必要な事項は、総務部長が定める。

< 民間との協力により経費削減を図る方法・形態 >

1 有料広告を掲載する以外の方法

これまで広域連合が作成・発行していた印刷物等を広域連合が資料提供、監修し、民間事業者が広告掲載募集を行い、その広告掲載料で印刷・発行する方法・形態。広域連合はその印刷物等の寄贈を受けて、被保険者等に頒布することになる。

この方法では、広告収入が広域連合に入ることはないが、これまでかかっていた作成費用を削減することができる。

2 この方法の活用について

この方法を行う場合には、後々のトラブル等を未然に防止するため、広告募集を行い民間事業者と必ず覚書を交わすこととする。

覚書には、以下のことを盛り込む。

ア 「2 有料広告掲載」に記載した内容(広告内容、広告掲載者の資格 / 順位、規格、苦情への対応等) についての規定

イ 広告掲載企業が不祥事を起こした場合の回収方法

ウ 在庫がなくなった場合の補充の有無及び方法

< 広告料収入の事務処理 >

財務会計システムにより、歳入処理を行い、原則として三連の納付書を作成のうえ、広告主からの振込みを受けるものとする。

その他、地理的要件や処理日数等の諸事情により、納付書以外の適切な方法により振込みを受けることもできるものとする。

本方針は、平成 19 年 8 月 1 日から実施する。